

鳥取県医師会母体保護法指定医師審査規程

(最終改正 平成26年4月10日)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、母体保護法（平成8年法律第105号）第14条に定める指定医師（以下「指定医師」という）に関する必要なる事項を定めるものとする。

第2章 申 請

(申請の種類)

第2条 申請書は次に掲げるものとする。

- 1) 母体保護法第14条に基づく指定医師申請書
- 2) 母体保護法設備指定申請書
- 3) 就業場所の異動申請書
- 4) 母体保護法設備指定変更申請書
- 5) 指定医師更新申請書

(指定医師の申請)

第3条 指定医師になろうとする者は、次に掲げる書類に手数料を添え、原則として所属地区医師会長を経由して、鳥取県医師会長（以下「県医師会長」という）に提出するものとする。

- 1) 母体保護法指定医師指定申請書 (様式1号の1)
- 2) 母体保護法指定医師指定申請書 (様式1号の2)
- 3) 履歴書 (様式3号)
- 4) 医師免許証写
- 5) [イ] 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し
- 5) [ロ] 日本産科婦人科学会の専門医でない場合は、主任指導医の発行する「指導証明書」(様式4号)

但し、産婦人科の研修を3年以上受けていること。

- 6) 誓約書 (様式5号)
- 7) 地区医師会長意見書 (様式2号)

但し、地区医師会会員でないものにあっては不要とする。

- 8) 母体保護法指定医師研修会受講証
- 9) 他の都道府県において指定医師であった場合には、指定証の写しをもって4) 5) 8) を省略することができる。

(設備指定の申請)

第4条 設備指定申請にあたっては、従事する医療施設において次に掲げる書類に手数料を添え所属地区医師会長を経由して、県医師会長に提出するものとする。その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることができない。

- 1) 母体保護法設備指定申請書 (様式6号)
- 2) 医療施設使用許可証の写
- 3) 施術場所の平面図

(指定医師の異動)

第5条 病院、診療所に勤務中の指定医師が、当該医療機関を辞めて、新たな医療機関に異動し、母体保護法による指定医を希望した場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- 1) 就業場所の異動申請書 (様式10号)
- 2) 現に交付している指定証

(設備指定の変更)

第6条 指定医師が従事する医療施設の設備内容に著しい変更をしたときは再申請して再指定を受けなければならない。再申請にかかる書類は、次のとおりとし、手数料を添え所属地区医師会長を経由して、県医師会長に提出するものとする。

- 1) 母体保護法設備指定変更申請書 (様式7号)
 - 2) 医療施設使用許可証の写
 - 3) 施術場所の平面図
 - 4) 現に交付している指定証
- 2) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員である事を速やかに県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

但し、速やかに指定医師が補充される場合はこの限りではない。

- 1) 母体保護法設備指定辞退届 (様式8号)

(指定医師の指定更新)

第7条 指定医師の指定の更新は2年毎に行う。但し、中途において指定を受けたものは残余期間満了時に更新する。

また、更新にあたっては、次の諸事項を参考にして行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

- 1) 第21条に示す指定医師遵守事項の励行
- 2) 第10条1及び3の指定条件の各項目に関する適否
- 3) 第22条に示す人工妊娠中絶手術実施後の届出の励行

なお、指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

2) 指定医師で継続して指定を受けようとするものは、次に掲げる書類に手数料を添え、所属地区医師会長を経由して県医師会長に提出するものとする。

- 1) 母体保護法指定医師更新申請書 (様式9号)
- 2) 研修の受講を証明するもの

(1) 日産婦医会研修シール(6枚)及び母体保護法指定医師研修会の受講証(1枚)の提出を義務づける。

- 3) 誓約書 (様式5号)
- 4) 更新前の指定証

3) 人工妊娠中絶手術実施の届出について、更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留する。

4) 病氣療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することができる。

(申請の処理)

第8条 県医師会長は、第2条による申請を受理したときは、申請書類を検討し、また、設備指定の申請については、指定を受けようとする医療施設の調査（以下「施設調査」という）を行い、その調査表を付して、委員会にその適否を諮問するものとする。

(適否決定と通知)

第9条 県医師会長は委員会の答申により、理事会の議を経てその適否を決定するとともに、申請者並びに当該地区医師会長に通知するものとする。

2 県医師会長は、指定が決定したときは台帳に登録し、申請者に指定証書および母体保護法指定医師のプレートを交付するものとする。

第3章 審査基準

第10条 母体保護法指定医師を指定する場合は、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる審査を行うと共に遵守事項の励行を求めるものとする。

1 人格

母体保護法指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

2 技能

鳥取県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。

- 1) 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの。
- 2) 研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の实地指導を受けたもの。ただし10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。なお、指定医師でない医師については、研修機関で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。
- 3) 研修期間の起算は医師免許取得後、指導医の指導を受けるにいたったときから行うものとする。
- 4) 研修期間とは実際に実習を行った期間とし、全日とする。
- 5) 母体保護法指定医師研修会を、原則として申請時まで受講していること。

3 設備

- 1) 医療施設は原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。
- 2) 原則として医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。
- 3) 夜間のみの診療施設は指定より除外する。
- 4) 連携施設が必要と判断される場合は、鳥取県医師会がその状況を勘案して決定すること。

4 研修機関の条件

指定医師が指定を受けるための研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

- 1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる機関とする。
- 2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導

医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。

- 3) 医療施設が単独では研修機関の要件を満たさない場合でも、医療施設や要件を満たす研修機関の連携施設として鳥取県医師会に登録することにより研修機関と認めることができる。

第4章 母体保護法指定医師審査委員会

(設置)

第11条 鳥取県医師会定款第51条に基づき、母体保護法指定医師審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。

(任務)

第12条 この委員会は、県医師会長の諮問に応じて、指定医師審査及び母体保護法に関する必要事項を調査審議し、答申又は意見を述べるものとする。

(構成)

第13条 委員会は次に掲げる委員7名をもって構成する。

- 1) 県医師会長の推薦する委員 6名
- 2) 鳥取大学医学部器官制御外科学講座生殖機能医学分野教授 1名

(委員)

第14条 委員は県医師会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2カ年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が委嘱されるまでその任務を行うものとする。

(委員長)

第15条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員が互選する。
- 3 委員長は委員会を運営する。

第5章 不服審査委員会

(設置)

第16条 指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、鳥取県医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

(任務)

第17条 県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申し立てに対する措置を行う。

(構成)

第18条 不服審査委員会の委員は5名とし、下記の構成とする。

医師である委員 3名、医師でない委員 2名

(委員)

第19条 委員は県医師会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2カ年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が委嘱されるまでその任務を行うものとする。

る。

(委員長)

第20条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員が互選する。
- 3 委員長は委員会を運営する。

第6章 雑 則

(指定医師の誓約)

第21条 指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

- 1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- 2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- 3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- 4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先または他の施設において行わないこと。
- 5) 必要に応じて術後の受胎調節の指導を実施すること。

(人工妊娠中絶実施後の届出)

第22条 指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

(失効)

第23条 指定医師が次の各号のいずれかに該当するときは指定の効力を失う。この際には県医師会にこの旨届け出なければならない。

- 1) 死亡したとき。
- 2) 勤務場所を転退職したとき。
- 3) 他県に転出したとき。
- 4) 本人の申し出により指定を辞退したとき。
- 5) 更新の手続きをしなかったとき。

(再審査の請求)

第24条 指定を受けようとする申請者が不適格と認められその決定に不服のある場合は、県医師会長に再審査を請求することができる。県医師会不服審査委員会に諮問するものとする。

(申請者の呼出し)

第25条 県医師会長は、審査の過程において必要と認められるときは、申請者の出頭を求めることができる。これに要する費用は申請者の負担とする。

(指定の取消し)

第26条 指定医師が次の各号のいずれかに該当する場合には、県医師会長は、その指定を取り消すことがある。

- 1) 不正の行為により指定を受けたとき。
- 2) 指定医師としての義務を履行しないとき。
- 3) 指定医師として体面を著しく棄損する行為があったとき。
- 4) 第21条各項に著しく違反したとき。

(指定証書再交付申請)

第 27 条 指定医師は、指定証書を破損し、汚し又は失ったときは、県医師会長に再交付を申請することができる。

(指定証書の返納)

第 28 条 指定医師は、指定の効力を失い、又はその指定を取り消されたときは県医師会長に返納しなければならない。母体保護法指定医師プレートも同様の取扱いとする。

(申請手数料)

第 29 条 指定医師の申請に関する手数料は別途定める。

2 納付された手数料は理由の如何を問わず返付しない。

3 手数料は、県医師会の歳入とする。

(規程の改廃)

第 30 条 この規程を改廃しようとするときは、鳥取県医師会理事会の議決を経なければならない。

(県医師会及び日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会への入会)

第 31 条 指定医師は、県医師会並びに日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会に入会することが望ましい。

附 則

1 第 10 条第 2 項の技能に関しては、昭和 46 年以降の医師免許取得者に適用する。

2 その他の条項については、原則として平成 26 年 4 月以降の新指定並びに更新に際して、これを適用する。

3 鳥取県医師会は、第 10 条第 4 項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。

4 指定の申請に当たって、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医証の写しに添えて、第 10 条第 2 項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、原則として下記の様式による実施報告書を提出するものとする。

5 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第 10 条に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。

(様式)

研修症例実施報告書

研修医師氏名 ()

年月日	内容 1. 人工妊娠 中絶手術 2. 流産手術	カルテ番号	病 院 名	主任指導医名

- 6 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 7 この規則は、昭和55年3月11日から施行する。
- 8 この規程は、平成4年9月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成8年12月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成15年3月20日から施行する。但し、平成14年12月1日から適用する。
- 12 この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成26年4月10日から施行する。